

## ○マンションの新たな管理ルールに関する検討会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、マンションの管理に係る制度のあり方について検討を行うことを目的とする。

（委員等の任命）

第3条 検討会の委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。  
2 検討会の専門委員は、実務経験の豊富な者のうちから、国土交通大臣が任命する。  
3 オブザーバーとして、法律に基づき指定を受けている機関など座長が認める者を参加させることができる。

（座長の任命）

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから互選により選任する。

（委員及び専門委員以外の者の出席）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（検討会の議事）

第6条 検討会の議事は、報道関係者に対して公開とする。  
2 検討会の議事内容については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を付して、国土交通省ホームページにおいて公開する。  
3 検討会の資料については、座長に確認の上、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は国土交通省土地・建設産業局不動産課不動産指導室及び同省住宅局市街地建築課マンション政策室に置く。